

令和８年度佐賀県果樹技術・経営コンクール審査要領

令和８年度佐賀県果樹技術・経営コンクール開催要領（以下「開催要領」という。）に基づき、次のとおり審査要領を定める。

第１ 県審査会の構成

- 1 県審査会は、果樹試験場、佐賀県農業協同組合、農業技術防除センター、園芸農産課の職員等で構成する。
- 2 県審査会に審査員長を置き、果樹試験場長がこれに当たる。

第２ 審査

- 1 県審査会は、農業協同組合長から申込みのあった生産者について、第３に掲げる審査基準に基づき現地審査及び書類審査を行う。
- 2 県審査会は、前項に基づき、入賞園地を選出する。
- 3 審査員長は、前項の入賞園地について、最終比較審査により順位を決定するとともに、最優秀賞、優秀賞、優等賞の受賞者又は団体を審査員に諮って決定する。

第３ 審査基準

1 技術部門

出品園地について下記項目を審査する。

- （１）着果量や肥大状況など、結実管理が適切にされているか。
- （２）整枝・剪定や樹勢の維持など、樹体が適切に管理されているか。
- （３）品質向上のために、有機物の施用による土づくりや排水管理が行われているか。
- （４）作業効率を上げるため、基盤整備がされているか。
- （５）生産性を高めるために新技術の導入等が行われているか。
- （６）適切な管理により毎年安定した収量が維持できているか。
- （７）生産された果実の外観や果実品質が優れているか。

2 経営部門

出品品目について下記項目を審査する。

- （１）大規模経営や高品質果実生産や６次産業化の取組などにより高い収益をあげているか。
- （２）新技術の導入等により生産性を高めており、それが経営発展につながっているか。
- （３）計画的な改植により若木への更新、優良品種の導入、品種構成の改善がされているか。
- （４）作業効率を上げるため、基盤整備がされているか。
- （５）家族又は雇用者が働きやすい労働環境が整えられているか。
- （６）経営発展のための明確なビジョンを持っているか。